

## 気象警報発令等に伴う研修の取り扱いについて（2024年7月改定）

各警報発令に伴い、研修の開講が困難であると予想された場合の取り扱いについて、以下によることを原則としますが、決定は気象状況、交通機関の運行状況を考慮し、YMCA訪問看護ステーション・ピース（以下ピース）、所長の判断によるものとします。

### 1. 取り扱いについて

- 1) 開講時間の2時間前の時点で気象警報が2種類以上発令され、解除されない場合は休講とします。
- 2) 警報が1種類以上発令され、開講時間の2時間前にJR、広島電鉄、バスなど、公共交通機関が運休、再開の目途が立たない場合は休講とします。
- 3) 大規模な地震等、特に安全確保が必要と認められる場合は休講とします。
- 4) 休講になった際の振替については、後日決定し、受講予定者に通知することとします。

### 2. 周知の方法（開講時間2時間前）

- 1) 上記の理由にて休講になる場合は、ピースのホームページに掲載します。
- 2) 併せてピースから、各事業所にご連絡をします。
- 3) 1、2の方法で連絡が難しい場合、また開催についてのお問い合わせは、ピース（082-225-3020）まで、ご確認をお願いいたします。